

明治八年六月八日

太政大臣三條實美

開拓使

今度控訴手續相定候處北海道
之儀ハ一般ノ例ヲ以テ難施行
候、付當分右手續左ノ通相定
候條此旨管下、可布達事

明治八年六月八日

太政大臣三條實美

太政官

第一條

北海道人民函館裁判所管外
之者控訴スルニハ函館裁判
所ニ於テスベシ函館裁判所
ニ於テハ裁判官三人廷ニ列
シ上等裁判所章程ニ依テ覆
審スヘシ

第二條

函館裁判所管内ノ者ハ福島
上等裁判所ニ控訴スヘシ但
内外人民交渉ノ訴訟ハ東京
上等裁判所ニ控訴スヘシ

開拓使

本年二月十五日相達候金穀
出納勘定帳雖形之内別記之
通改正候條此旨更ニ相達候
事

明治八年六月十五日

太政大臣三條實美